

中小企業海外市場開拓支援事業実施要領

第1 趣旨

公益社団法人静岡県国際経済振興会(以下「振興会」という。)は、中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第16の規定により、実施要綱の施行に関し必要な事項を中小企業海外市場開拓支事業実施要領により定めるものとする。

第2 対象事業等

対象事業は、当年度4月1日から2月末日までの間に実施する下表の事業とし、複数事業による申請は認めないものとする。

対象事業	条件
(1) 海外見本市出展 (WEB開催含む)	<ul style="list-style-type: none">対象期間中に海外で開催される見本市・展示会への出展、或いは商談会に参加すること。ただし、WEB上で開催されるものについては、主催は国内外問わない。海外の取引見込み先との商談を行うものであること。海外企業との商談を行わなかった場合、支援金受給資格を取り消すことがある。海外市場開拓を目的とするものに限るとし、インバウンド目的のものについては対象外とする。複数の見本市出展の申請も可とする。
(2) 海外向け販売促進媒体作成	<ul style="list-style-type: none">対象期間中に作成業者等に発注し、納品を受けること。日本語の媒体制作料は支援対象外とするため、日本語の媒体と同時に作成する場合は外国語媒体の経費を明確にした上で申請すること。海外市場開拓を目的とする販促媒体に限るとし、インバウンド目的の販促媒体については対象外とする。原則として2社以上の媒体制作業者から見積書を入手すること。ただし、明確な理由があり振興会が適当と認めた場合は、単独の見積書でも可とする。その場合は、当該媒体制作業者を選定した明確な理由を、中小企業海外市場開拓支援事業申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)の4に記載すること。見積書は項目別内訳の記載があり、金額の根拠がわかるものであること。紙面やオンライン媒体等への広告掲載については、対象期間中に発注し、掲載まで完了すること。
(3) 外国出願 (特許、意匠、商標)	<ul style="list-style-type: none">対象期間中に外国特許庁等へ海外特許、商標権、意匠権の出願を行い、受理官庁にて受理されること。特許庁中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)への申請を行っていること。ただし、PCT国際出願のうち国際出願手数料等、中小企業等外国出願支援事業の支援対象外となる経費については、振興会への単独申請を認める。上記に該当する複数の出願について申請可とする。
(4) 海外市場調査	<ul style="list-style-type: none">対象期間中に外部機関を利用して以下のa~cの委託調査を実施し、調査結果を受領すること。<ol style="list-style-type: none">海外市場調査仕入先・販売先・連携先開拓調査海外企業信用調査原則として2社以上の外部機関から見積書を入手すること。ただし、明確な理由があり振興会が適当と認めた場合は、単独の見積書でも可とする。その場合は、当該外部機関を選定した明確な理由を、申請書の4に記載すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は項目別内訳の記載があり、金額の根拠がわかるものであること。
(5) 国際規格認証取得申請	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間中に、国際規格認証取得のための申請を行うこと。公に認知されている認証団体が発行し、海外販路開拓の効力を持つ認証規格および製品、技術の付加価値を高めるための、信頼性や安全性を証する認証規格を対象とする。 ・初回の取得に限るものとし、更新に係る費用は認めない。
(6) 海外向けオンライン販売	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の出店・掲載・出展に係る費用のみ対象とし、前年度からの継続に係る費用は認めない。 【海外ECモールへの出店】 ・対象期間中に出店を行うこと。 ・販売手数料など取引毎に係る費用は認めない。 ・当該ECモールを選定した理由を、申請書の4に記載すること。 【海外向けオンラインショップシステム（ECサイト）構築】 ・対象期間中に業者へ発注し、システムを完成させること。 ・原則として2社以上の業者から見積書を入手すること。ただし、明確な理由があり振興会が適当と認めた場合は、単独の見積書でも可とする。その場合は、当該業者を選定した明確な理由を、申請書の4に記載すること。 ・システム構築または改良に係る初期費用のみ対象とし、販売手数料など取引毎に係る費用は認めない。 ・見積書は項目別内訳の記載があり、金額の根拠がわかるものであること。 【BtoBマッチングサイト等への掲載・出展】 ・対象期間中に掲載・出展を行うこと。 ・当該BtoBマッチングサイト等を選定した理由を、申請書の4に記載すること。

第3 支給対象経費

対象となる経費は、当年度4月1日から3月20日までの間に支払われる下表の経費のほか、振興会が認める経費とする。なお、申請時に明記されていない経費は対象とならない。ただし、(1)海外見本市出展に係る経費のうち、出展料金に関しては、既に前年度に支払われたものも対象とする。

年会費、月額手数料等継続して係る費用については、当年度2月末日まで係る費用のみ対象とし、これ以降の分は認めない。ただし、(5)国際規格認証取得申請に係る経費のうち年間費用について、取得時の一括支払が必須である場合に限り、対象として認める。

事業	対象経費
(1) 海外見本市出展 (WEB開催含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展料金 ・ 小間装飾費 ・ 備品レンタル代金 ・ 通訳料、臨時販売員雇用費 ・ 展示ブースの付帯設備設置費・使用料 ・ 小間宣伝用媒体作成 (ポスター、パネル、タペストリー、見本市配布用パンフレットなど) ・ 展示品、パンフレット等の輸送費、梱包費 ・ 公式カタログ掲載、PR料金 等 ・ 商談コーディネート料 等 <p>製品サンプル、試食等に係る消耗品、道具等に係る費用は除く。</p>

(2) 海外向け販売促進媒体作成	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン・企画料 ・印刷費 ・翻訳料 ・広告掲載費、広告原稿作成費(SNS 等で発信するデジタル広告を含む) ・Web サイト作成費 <p>いずれも外国語のものに限る。</p>
(3) 外国出願 (特許、意匠、商標)	<p>下記経費については「特許庁中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)」への申請を行った上で、当事業へ申請をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接出願した当該外国の出願手数料 ・PCT 出願に係る各指定国への移行時の手数料(日本国内移行に係る費用は除く) ・商標のマドプロ出願の出願手数料 ・意匠のハーグ出願の出願手数料 ・弁理士費用(国内弁理士、現地代理人) ・翻訳料 <p>下記経費については「特許庁中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)」への申請を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCT 出願に係る国際出願手数料 ・国際調査手数料、国際予備審査手数料 ・「特許庁中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)」の支援対象外となる経費で振興会が認めるもの
(4) 海外市場調査	<ul style="list-style-type: none"> ・委託調査費、レポート作成費等 ・仕入先・販売先・連携先開拓費用、海外企業信用調査費用 <p>上記の内、自社による調査に係る経費は対象外とする。</p>
(5) 国際規格認証取得申請	<ul style="list-style-type: none"> ・認証等取得費(検査料、試験料、認証登録料、外部コンサルタント料、各種認証等の規格に定められた内部監査員等の養成費、年間費用(取得時に支払うことが必須である場合に限る)、その他認証登録機関に支払う経費) ・事前検査関連費 ・翻訳料
(6) 海外向けオンライン販売	<p>【海外ECモール出店】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出店に係る初期費用(商品登録や商品掲載に係る費用、出店代行に係る経費、商品ページ作成費用、翻訳料、マーケティング費用(広告作成費、SEO 対策費等)等) <p>【海外向けオンラインショップシステム (ECサイト) 構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム構築または改良に係る初期費用、商品ページ作成費用、翻訳料、マーケティング費用 (広告作成費、SEO 対策費用等)等 <p>【B toB マッチングサイト等への掲載・出展】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載・出展に係る初期費用、年会費、月額手数料、マーケティング費用 (広告作成費、SEO 対策費等)等

第4 申請手続

実施要綱第6(1)申請書類②その他別に定める書類および(2)申請期限は、次のとおりとする。

その他別に定める書類

	書類名	必要部数
共通	・直近3ヶ年の決算書(貸借対照表及び損益計算書)、個人の場合は直近3ヶ年の確定申告書	1部
	・会社案内	7部
	・本申請にて販路開拓を行う対象製品の内容が分かる資	7部

		料(カタログ、パンフレット、ホームページの写し等) (A4サイズ2枚まで)	
		・申請する経費の明細がわかる見積書又は請求書或いは金額が確認できる資料	1部
		・申請時チェックリスト(振興会所定の書式)	1部
事業別	(1)海外見本市出展	・出展する見本市の概要がわかる資料(A4サイズ2枚まで)	7部
	(2)海外向け販売促進媒体作成	・本申請にて作成しようとする販売促進媒体の概要がわかる資料(A4サイズ2枚まで)	7部
		・広告掲載の場合は、広告掲載を予定しているメディア、及びメディア媒体の資料(A4サイズ2枚まで)	
		・原則2社以上の媒体作成業者が発行した見積書(外国語の媒体作成費用であることの明細を明らかにすること。単独の見積書である場合は理由を申請書に明記すること。)	各1部
	(3)外国出願(特許、意匠、商標)	・出願予定の技術、製品等の概要がわかる資料(A4サイズ3枚まで)	7部
	(4)海外市場調査	・調査会社の概要がわかる資料	各7部
		・調査結果の報告書サンプル(A4サイズ5枚まで)	
	・原則2社以上の外部機関(調査会社等)が発行した見積書(調査費用の明細を明らかにすること。単独の見積書である場合は理由を申請書に明記すること。)	各1部	
(5)国際規格認証取得申請	・取得申請を行う認証の内容が分かる資料(A4サイズ2枚まで)	各7部	
	・認証団体の概要がわかる資料(A4サイズ2枚まで)		
(6)海外向けオンライン販売	・出店するECモールの概要(運営会社情報、市場規模、顧客数、出店効果等)が分かる資料(日本語のもの)	各7部	
	・海外向けオンラインショップシステム(ECサイト)構築の概要がわかる資料、原則2社以上の業者が発行した見積書		
	・掲載・出展するBtoBマッチングサイト等の概要がわかる資料		

申請期限 当令和4年6月30日(木)(当日必着)

第5 実施報告

事業の効果(商談件数、成約件数、成約金額、その他販路開拓状況、今後の計画等)を、中小企業海外市場開拓支援事業実施報告書(様式第4号)に詳細に記載すること。また、実施要綱第11に記載の別に定める書類は次のとおりとする。

事業別	共通	申請時に明記されていない経費は対象とならないため添付しないこと。 ・請求書 ・支払を証する資料(金額及び支払先、支払日がわかるものであること。例:領収証の写し、金融機関が発行する振込控の写し、通帳の該当箇所写し、クレジットカード支払明細の写し等。外貨で支払った場合は、支払日の為替レートがわかる資料を別添すること。) ・見積書(金額等に変更があった場合)
	(1)海外見本市出展	・出展状況が確認できる写真又は映像データ等資料
	(2)海外向け販売促進媒体	・作成した販売促進媒体の内容が確認できる書類資料
	(3)外国出願(特許、意匠、商標)	・外国出願受理を証する資料の写し
	(4)海外市場調査	・海外市場調査の結果が確認できる書類資料の写し

(5) 国際規格認証取得申請	<ul style="list-style-type: none"> ・国際規格認証取得申請を証する資料の写し ・作成したマニュアル等の成果物
(6) 海外向けオンライン販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ECモールへの出店、オンラインショップ構築、B to B マッチングサイトへの掲載・出展が確認できる資料 ・売上状況、アクセス状況等実績がわかる資料等

報告期限：事業実施後2週間以内。ただし、事業の実施完了日が令和5年2月末日であった場合、報告期限は令和5年3月7日（月）とする。